

(報道発表資料)



令和6年6月25日
京都市保健福祉局
〔障害保健福祉推進室〕
TEL: 075-222-4161

～京都で安心して子育てできる環境整備を進めます～

障害のあるこどもの日常生活用具利用に係る所得制限の撤廃等

京都市では、重度の障害のあるこどもの生活を支えるため、「日常生活用具給付制度」を実施しています。

これまで、保護者等の所得に応じて利用制限を設けていましたが、全ての障害のあるこども・子育て世帯を支援し、保護者等の所得に関わらずこどもの育ちを支える観点から、制度利用に係る所得制限を撤廃し、更に国基準を上回る本市独自の負担軽減策を適用しますので、お知らせします。

1 日常生活用具給付制度の概要

重度の障害のある方が自立して生活を営むことができるよう、障害により常時必要となる紙おむつや頭部保護帽等の用具購入に係る給付券を発行します。

※対象品目は以下ホームページを御覧ください。

https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000280/280828/ni_ichiran060401.pdf



2 所得制限の撤廃及び負担額軽減（18歳未満）

【改正前】負担上限月額

所得区分		国基準※	京都市基準
生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯		負担なし	負担なし
市民税課税世帯	世帯最多課税者の所得割46万円未満	37,200円	18,600円
	〃 46万円以上	対象外	対象外

【改正後】負担上限月額

所得区分		国基準※	京都市基準
生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯		負担なし	負担なし
市民税課税世帯	世帯最多課税者の所得割46万円未満	37,200円	18,600円
	〃 46万円以上	37,200円	18,600円

※国制度の補装具費支給制度に準じる。

3 改正時期

令和6年7月1日（月）以降の申請分から所得制限を撤廃し、改正後の負担限度額を適用します。

4 申請・問合せ窓口

お住いの区の区役所・支所保健福祉センターの障害保健福祉課
京北地域にお住いの方は、京北出張所の保健福祉第一担当